

第百九十六回国会
衆議院

消費者問題に関する特別委員会議録 第四号

平成三十年五月十一日(金曜日)

午後二時四十五分開議

出席委員

委員長 櫻田 義孝君

理事 穴見 陽一君 理事 伊藤信太郎君
理事 勝俣 孝明君 理事 永岡 桂子君
理事 堀内 詔子君 理事 大河原雅子君
理事 柚木 道義君 理事 濱村 進君
理事 岩田 和親君 理事 鴨下 一郎君
理事 木村 弥生君 理事 小泉 龍司君
理事 小島 敏文君 理事 佐藤 明男君
理事 鈴木 隼人君 理事 武村 展英君
理事 原田 憲治君 理事 百武 公親君
理事 藤井比早之君 理事 松本 洋平君
理事 三浦 靖君 理事 宮路 拓馬君
理事 和田 義明君 理事 尾辻かな子君
理事 岡島 一正君 理事 篠原 豪君
理事 今井 雅人君 理事 関 健一郎君
理事 西岡 秀子君 理事 鰐淵 洋子君
理事 もとむら賢太郎君 理事 畑野 君枝君
理事 森 夏枝君

国務大臣 (消費者及び食品安全担当) 福井 照君
内閣府副大臣 あかま二郎君
内閣府大臣政務官 山下 雄平君
衆議院調査局第一特別調査室長 大野雄一郎君

委員の異動
五月十一日

辞任

補欠選任

鈴木 貴子君 和田 義明君
船田 元君 三浦 靖君
森山 浩行君 岡島 一正君

第二類第五号

消費者問題に関する特別委員会議録第四号 平成三十年五月十一日

大西 健介君 今井 雅人君
黒岩 宇洋君 もとむら賢太郎君

同日

辞任

補欠選任

三浦 靖君 船田 元君
和田 義明君 鈴木 貴子君
岡島 一正君 森山 浩行君
今井 雅人君 大西 健介君
もとむら賢太郎君 黒岩 宇洋君

五月十一日

消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)
は本委員会に付託された。

四月十九日

「消費者契約法の一部を改正する法律案」に関する陳情書外一件(福岡市中央区城内の一の間功外一名)(第九七号)
地方消費者行政の一層の強化を求めることに關する陳情書(札幌市中央区北一条西一〇 愛須一史)(第九八号)
同月二十七日

「消費者契約法の一部を改正する法律案」に関する陳情書(熊本市中央区京町一の一三の一 猿渡健司)(第一一六号)
同月十六日

高齢者や若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法改正を求める意見書(北海道議会)(第一九二九号)
高齢者、若年層等の消費者被害を防止するため消費者契約法の改正を求める意見書(埼玉県議会)(第一九三〇号)
高齢者・若年成人・障害者等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法改正に関する意見書(東京都議会)(第一九三二号)

高齢者・若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法の改正を求める意見書(京都府議会)(第一九三三号)
消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法改正等を求める意見書(札幌市議会)(第一九三三号)
地方自治体における消費者行政の充実・強化についての意見書(愛知県議会)(第一九三四号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件
消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

○櫻田委員長 これより会議を開きます。
ただいま付託になりました内閣提出、消費者契約法の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。福井国務大臣。

消費者契約法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○福井国務大臣 ただいま議題となりました消費者契約法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。
消費者契約においては消費者と事業者との間に交渉力等の格差があることから、依然、若年者を含めた幅広い年代において消費者被害が生じております。また、平成三十三年の施行以降、消費者契約についての裁判例や消費生活相談事例が蓄積しており、その傾向等も踏まえ、適切な措置を講ずる必要があります。

こうした状況を踏まえ、消費者の利益の擁護を図るため、事業者の一定の行為により消費者が困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる類型を追加するなどの措置を講ずることとするため、この法律案を提出した次第でございます。
次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。
第一に、意思表示を取り消すことができる不当な勧誘行為の類型として、社会生活上の経験が乏しいことから、消費者が抱いている過大な不安をあおったり、消費者が勧誘を行う者に対して恋愛感情を抱いていることなどに乗じて、一定の内容を告げることを行うこととしております。また、消費者が意思表示をする前に、契約を締結したならば負うこととなる義務の内容を実施することなどを追加することとしたしております。加えて、不利益事実の不告知による取消しについても所要の改正を行います。
第二に、無効となる不当な契約条項の類型として、事業者に対し消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する条項、事業者による損害賠償責任及び消費者の解除権の有無等を決定する権限を付与する条項を追加することとしております。
第三に、事業者の努力義務についても、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供することを明示するなどの所要の改正を行います。
なお、一部の附則規定を除き、公布の日から起算して一年を経過した日から施行することとしております。
以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただき
ますようよろしくお願いを申し上げます。

○櫻田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○櫻田委員長 この際、参考人出頭要求に関する
件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る十五日火曜日、参考人の
出席を求め、意見を聴取することとし、その人選
等につきましては、委員長に御一任願いたいと思
いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○櫻田委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

次回は、来る十五日火曜日委員会を開会するこ
とし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十八分散会

消費者契約法の一部を改正する法律案

消費者契約法の一部を改正する法律

消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一
部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努め
なければならない。

一 消費者契約の条項を定めるに当たつては、
消費者の権利義務その他の消費者契約の内容
が、その解釈について疑義が生じない明確な
もので、かつ、消費者にとって平易なものに
なるよう配慮すること。

二 消費者契約の締結について勧誘をするに際
しては、消費者の理解を深めるために、物
品、権利、役務その他の消費者契約の目的と
なるものの性質に応じ、個々の消費者の知識
及び経験を考慮した上で、消費者の権利義務
その他の消費者契約の内容についての必要な
情報を提供すること。

第四条第二項中「故意」を「故意又は重大な過

失によつて」に改め、同条第三項に次の四号を加
える。

三 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しい
ことから、次に掲げる事項に対する願望の実
現に過大な不安を抱えていることを知りなが
ら、その不安をあまり、裏付けとなる合理的
な根拠がある場合その他の正当な理由がある
場合でないのに、物品、権利、役務その他の
当該消費者契約の目的となるものが当該願望
を実現するために必要である旨を告げるこ
と。

イ 進学、就職、結婚、生計その他の社会生
活上の重要な事項

ロ 容姿、体型その他の身体の特徴又は状況
に関する重要な事項

四 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しい
ことから、当該消費者契約の締結について勧
誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の
感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該
消費者に対して同様の感情を抱いているもの
と誤信していることを知りながら、これに乗
じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧
誘を行う者との関係が破綻することになる旨
を告げること。

五 当該消費者が当該消費者契約の申込み又は
その承諾の意思表示をする前に、当該消費者
契約を締結したならば負うこととなる義務の
内容の全部又は一部を実施し、その実施前の
原状の回復を著しく困難にすること。

六 前号に掲げるもののほか、当該消費者が当
該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表
示をする前に、当該事業者が調査、情報の提
供、物品の調達その他の当該消費者契約の締
結を目指した事業活動を実施した場合におい
て、当該事業活動が当該消費者からの特別の
求めに応じたものであったことその他の取引
上の社会通念に照らして正当な理由がある場
合でないのに、当該事業活動が当該消費者の
ために特に実施したものである旨及び当該事

業活動の実施により生じた損失の補償を請求
する旨を告げること。

第八条の見出し中「条項」を「条項等」に改め、同
条第一項第一号中「免除する」を「免除し、又は当
該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与
する」に改め、同項第二号中「免除する」を「免除
し、又は当該事業者はその責任の限度を決定する
権限を付与する」に改め、同項第三号中「免除す
る」を「免除し、又は当該事業者はその責任の有無
を決定する権限を付与する」に改め、同項第四号
中「免除する」を「免除し、又は当該事業者はその
責任の限度を決定する権限を付与する」に改め、
同項第五号中「免除する」を「免除し、又は当該事
業者はその責任の有無を決定する権限を付与す
る」に改める。

第八条の二の見出し中「条項」を「条項等」に改
め、同条各号中「放棄させる」を「放棄させ、又は
当該事業者はその解除権の有無を決定する権限を
付与する」に改め、同条の次に次の一条を加え
る。

(事業者に対し後見開始の審判等による解除権
を付与する条項の無効)

第八条の三 事業者に対し、消費者が後見開始、
保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみ
を理由とする解除権を付与する消費者契約(消
費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の
消費者契約の目的となるものを提供することと
されているものを除く)の条項は、無効とす
る。

附 則

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を経過した日から施行する。ただし、附則第三
条及び第五条の規定は、公布の日から施行す
る。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にされた消費者契約の
申込み又はその承諾の意思表示については、こ
の法律による改正後の消費者契約法(以下「新

法」という。)第四条第二項(新法第五条第一項に
おいて準用する場合を含む。)の規定にかかわら
ず、なお従前の例による。

2 新法第四条第三項第三号から第六号まで(こ
れらの規定を新法第五条第一項において準用す
る場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に
された消費者契約の申込み又はその承諾の意思
表示については、適用しない。

3 この法律の施行前に締結された消費者契約の
条項については、新法第八条第一項及び第八条
の二の規定にかかわらず、なお従前の例によ
る。

4 新法第八条の三の規定は、この法律の施行前
に締結された消費者契約の条項については、適
用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施
行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、消費者の被害の状況、消費者の
利益の擁護を図るための諸施策の実施の状況そ
の他社会経済情勢の変化を勘案しつつ、新法の
施行の状況について検討を加え、必要があると
認めるときは、その結果に基づいて所要の措置
を講ずるものとする。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年
法律第四十五号)の一部を次のように改正す
る。

第九十八条のうち、消費者契約法第八条第二
項の改正規定中「免除する」を「免除し、又は当
該事業者はその責任の有無若しくは限度を決定
する権限を付与する」に改め、同法第八条の二
の改正規定中「条項」を「条項等」の二に、「放棄
させる消費者契約」を「放棄させ、又は当該事
業者はその解除権の有無を決定する権限を付与
する消費者契約」に改める。

理由

消費者契約に関する消費者と事業者との間の交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を図るため、事業者の行為により消費者が困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる類型として、社会生活上の経験が乏しい消費者の不安をあり、契約の目的となるものがその願望の実現に必要である旨を告げること等を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十年五月十七日印刷

平成三十年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A